

岩沼高等学園における物損事故に係る和解について

岩沼高等学園付近の市道において発生した車両物損事故について、知事の専決処分により和解が成立し損害賠償の額が決定したので報告する。

記

1 事故の概要

(1) 発生年月日

平成30年5月1日（火）午前11時頃

(2) 発生場所

岩沼市北長谷字豊田1-1（支援学校岩沼高等学園付近の市道）

(3) 事故の概要

当該学校職員が、学校敷地西側フェンス付近を草刈作業していたところ、草刈り機に巻き上げられた石が、付近の市道を走行中の相手方車両左後方のウインドウガラスに直撃し、損害を与えたもの。

2 和解内容

(1) 和解の相手方

イ 住所	岩沼市大手町4番2号
ロ 氏名	虎岩 頼宏

(2) 和解の内容

イ 内容	示談
ロ 示談年月日	平成30年8月23日
ハ 損害賠償額	56,000円
ニ 示談内容	県は、職員による過失を認め、相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄するもの。

3 知事専決処分年月日

平成30年8月9日